



問 税務課 市民税係 ☎75-2126 佐賀税務署 ☎32-7511

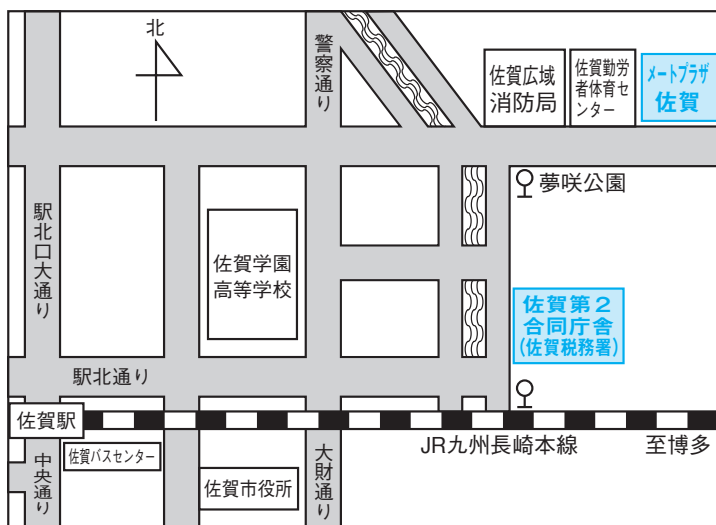
所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得の申告は市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書を交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に延滞税などが加算される場合があります。

《佐賀税務署の申告期間》

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告期間が早まり、1月25日(月)から開始されます。

なお、2月16日(火)から会場がメートプラザ佐賀に変更になります。また、各会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場で当日配布されますが、1日の受付数に限りがあるため、配付状況によっては後日の来場となる場合があります。入場整理券はLINEでの事前発行もできます。くわしくは国税庁ホームページをご覧ください。

会場	期間	受付時間	連絡先
佐賀税務署	1月25日(月)～2月15日(月)	平日 9時～16時	☎32-7511
メートプラザ佐賀	2月16日(火)～3月15日(月)	平日 9時～16時 ※2月21日(日)と2月28日(日)は受け付け	☎32-7511 (佐賀税務署)



所得税の還付申告は税務署で受け付け

「還付」を受けるための申告は、1月4日(月)から佐賀税務署で受け付けます。還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除など、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。期限間近になると会場が混雑しますので、お早めにお済ませください。

事業者のみなさんへ

給与支払報告書と令和2年分法定調書の提出は2月1日(月)までです。

《多久市役所の申告期間》

主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などの申告は、佐賀税務署で申告相談してください。

会場	期間	受付時間	連絡先
大会議室東(4階)	2月16日(火)～3月15日(月)	平日 9時～16時 ※3月7日(日)は受け付け	☎75-2126 (税務課)

新型コロナウイルス感染防止のためのお願い

- 来場の際はマスクを着用いただき、できる限り少人数でご来場ください。
- 37.5度以上の発熱がある人は、原則として入場をお断りさせていただきます。
- 所得税の申告はできる限りe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

